

## 佐世保市農業委員会農地改良届取扱要綱

### (目的)

第1条 農地改良とは、生産条件の劣る農地の所有者または借受者が農業生産基盤の向上に寄与することを目的とする。

### (農地改良届の適用除外)

第2条 次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、適用除外とする。

- (1) 残土処分のみを目的としたもの。
- (2) 産業廃棄物等を投棄するもの。
- (3) 転用を目的として埋め立てをするもの。
- (4) 次条全号の基準に適合しないもの。
- (5) 土地改良事業及び農地の改良を目的とする各種補助事業で行うもの。
- (6) 盛土の高さ0.5m以内かつ切土の高さ0.5m以内で農地改良を行うことを目的とし、農業委員会に簡易な農地改良届出書(様式第12号)を届出るもの。
- (7) その他、法令に適合しないもの。

### (適用基準)

第3条 農地改良行為とは、次に掲げる各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 農地の所有者または、借受者が自ら行うものであること。
- (2) 施工面積(盛土・切土の合計面積)は、3,000㎡未満であること。  
なお、隣接する区域で同時施工する場合は、合わせて3,000㎡未満であること。
- (3) 農地改良において、盛土の高さ2m以内かつ切土の高さ2m以内の範囲とする。
- (4) 農地改良の工事期間は、原則6ヶ月以内とし、受理日より1年以内に作付けを行わなければならない。
- (5) 農地改良後における作付計画が明らかにされていること。
- (6) 農地改良は、隣接する土地に支障がない範囲とし、事前に隣接地の所有者または耕作者の同意を得ていること。
- (7) 盛土に用いる土の採取場所、量、高さ等が明確であること。
- (8) 他の法令等の手続きが必要な場合、その手続きを行っていること。

### (届出)

第4条 農地改良を行おうとする者(以下「届出者」という。)は、工事着手前に農地改良届出書(様式第1号)(以下「届」という。)を農業委員会に提出するものとし、提出後農業委員会総会(以下「総会」という。)の審議を経て、受理された後に工事に着手するものとする。

2 前項の届には、次の書類を添付するものとする。

- (1) 土地の登記事項証明書(全部事項証明書)(法務局)(届出前3か月以内のもの)
- (2) 位置図(1/2500程度の地図)
- (3) 着工前写真(遠近各1)
- (4) 字図(法務局)(隣接地の所有者、地目が明記されたもの)(届出前3か月以内のもの)

- (5) 被害防除計画書（様式第2号）
- (6) 誓約書（様式第3号）
- (7) 計画平面図及び縦横断面図（図面については、農地を一団として利用する範囲のものとし、埋立て及び切土の高さ、幅員、面積等を明記したもの）
- (8) 作付計画書（様式第4号）
- (9) 土地所有者の同意書（借受者が実施する場合）（様式第5号）
- (10) その他農業委員会が必要と認める書類
- (11) 連絡用はがき（はがきでの連絡を希望する場合）

（受理書等の交付）

第5条 農業委員会が届を受理した場合は、総会の審議を経て、受理通知書（様式第13号）及び農地改良届出済証（様式第11号）を交付する。

- 2 交付を受けた者は、速やかにその農地の識別が容易な場所に、農地改良届出済証を工事完了までの間掲示するものとする。

（監視、指導等）

第6条 農業委員会は、必要に応じて届出者との面談や現地調査を行い、施工状況の監視、指導をするものとする。

- 2 農業委員会は、当該行為が農地改良の範囲を逸脱しているものと認められる場合には、速やかに農地改良とみなせる状態へ復元するよう指導、助言することができる。この場合において、届出者は農業委員会の指導等に従うものとする。
- 3 届どおり実施していない場合は是正指導を行うとともに、工事が転用行為に当たることが判明した場合は農地法違反として処理する。

（責任義務）

第7条 農地改良工事の施工により生じた紛争や被害の責任は、届の内容に従い、届出者または工事施工者が負うものとする。

- 2 これらの紛争や被害は民事上の問題であるため、届出者が未然に防止しなければならない。

（完了報告）

第8条 農地改良工事が完了した場合は、速やかに農地として整備し、作付け後の状態を写した写真を添付して、農地改良完成届（様式第6号）を提出するものとする。

- 2 農業委員会は、届出書と照合のうえ完了を確認することとする。

（計画変更）

第9条 届の受理後、計画を変更するときは、農地改良届出受理後の計画変更届出書（様式第7号）を農業委員会に提出しなければならない。

- 2 農業委員会は、総会の審議を経て、計画変更受理通知書（様式第14号）及び農地改良届出済証（様式第11号）を交付する。
- 3 交付を受けた者は、変更計画が受理された後に農地改良を行うものとし、その農地の識別が容易な場所に、農地改良届出済証を工事完了までの間掲示するものとする。

(計画の取下げ、取消し)

第10条 届を提出後、計画を中止するときは、農地改良届出書の取下願(様式第8号)を農業委員会に提出しなければならない。

2 届の受理後、計画を中止するときは、農地へ復旧した後に農地改良届出書受理の取消願(様式第9号)を農業委員会に提出しなければならない。

3 農業委員会は、総会の審議を経て、取消願受理通知書(様式第15号)を交付する。

(工事の進捗状況報告)

第11条 受理日より1年以内に作付けができない場合は、農地改良届出受理後の工事進捗状況報告書(様式第10号)を農業委員会に提出し、農業委員会の指導を受けるものとする。

(その他)

第12条 同じ届出者が届を提出している場合で、従前に受理された届が完成していない時は、新たな届を受理しないものとする。

ただし、当初の計画どおり工事が進捗している場合は、この限りではない。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、農業委員会が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は平成10年8月1日から施行する。

(平成10年7月27日農地部会承認済)

附 則(一部改正)

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

附 則(一部改正)

この要綱は平成28年10月13日から施行する。

附 則(一部改正)

この要綱は令和3年9月1日から施行する。

附 則(一部改正)

この要綱は令和6年4月1日から施行する。